

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
障害走路雲梯設置役務	第 1 号	
	作 成	令和 8 年 4 月 3 日
	変 更	令和 年 月 日
	作 成 者	第2陸曹教育隊訓練科 陸曹長 工藤 一國

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊東北方面混成団第2陸曹教育隊障害走路雲梯設置役務について規定する。

(以下、本役務という。)

1.2 一般的事項

本業務実施にあたっては、この仕様書によるほか、監督官等の指示に基づき実施すること。

なお、本仕様書に記載及び監督官等の指示がなくとも技術的になすべきことは積極的に実施すること。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

役務に関する要求は、次による。

- 障害走路に新規に雲梯を設置するものとする。
- 設置作業期間 令和8年7月31日までに設置作業を完了するものとする。
- 本役務で発生した廃材などは、受託者の責任において、適切に処分するものとする。

2.2 履行期間

契約締結日から令和8年7月31日の間、官側担当者との調整による。

2.3 作業時間

- 作業可能日は、平日のみとする。休日に作業を実施する場合は、事前に官側担当者との調整により了承を得るものとする。
- 0830以前又は1700以降の作業を実施する場合は、事前に官側担当者との調整により了承を得るものとする。

2.4 細部設置場所

「別紙第1」による。

3 規格

「別紙第2」による。

4 事前準備業務

契約の相手方は、契約締結後速やかに、監督官立会いの下、履行場所の現地調査を実施すること。
その際、契約の相手方において解体等が困難な物品等があるときは、直ちに報告すること。

5 作業状況等の報告

契約の相手方は、作業中に事故等不測の事態が発生したときは、直ちに監督官に報告し、指示を受け、解決を図るとともに作業状況報告書にその旨を記載すること。

6 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

7 一般管理事項

本業務の履行に当たっては、次に示す一般管理事項を遵守すること。

7.1 安全管理

契約の相手方は、次の事項に留意、作業中の周辺への安全管理対策を徹底すること。

- a) 搬送作業に当たっては、関係法令を遵守し、来訪者・職員及び請負者の作業員等の安全を確保するため、必要に応じ保安要員の配置等措置を講ずること。
- b) 通路等に移転対象物品、資材等を積載して通行を妨げないこと。

7.2 遵守事項

- a) 法令に定める資格を要する作業については、有資格者を確保して実施するものとし、法令を遵守して作業すること。
- b) 本業務に係る許認可手続の必要が生じたときは、官公署及び第三者に対する当該手続を行うこと。このときに係る諸費用は、契約の相手方の負担とすることを基準とする。
- c) 当該作業員が本業務の従事者であることを明らかにするため、名札・腕章等の着用などを義務付けること。
- d) 作業に関係のない場所に立ち入らないこと。
- e) 作業時に特殊機材を使用する場合には、当該作業内容及び機材の概要をあらかじめ申し出ること。

8 その他の指示

8.1 事故防止と補償

本業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すこと。

万一、業務履行中に第三者、作業員及び職員等への人身事故等あるいは建物及び付帯設備及び移転対象物品への損傷があった場合は、契約の相手方の責任において、その損害を賠償等しなければならない。

ただし、天災地変等契約の相手方の責に帰さない場合は、この限りではない。

8.2 官側の支援

次の事項については、監督官との調整によって無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 作業に必要な電力、水等の使用
- b) 作業場所、器材の保管場所等の提供

8.3 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、分任契約担当官等と別途協議するものとする。

9 秘密保全

本役務の作業にあたり、知り得た秘密を許可なく第三者に提供しないこと。

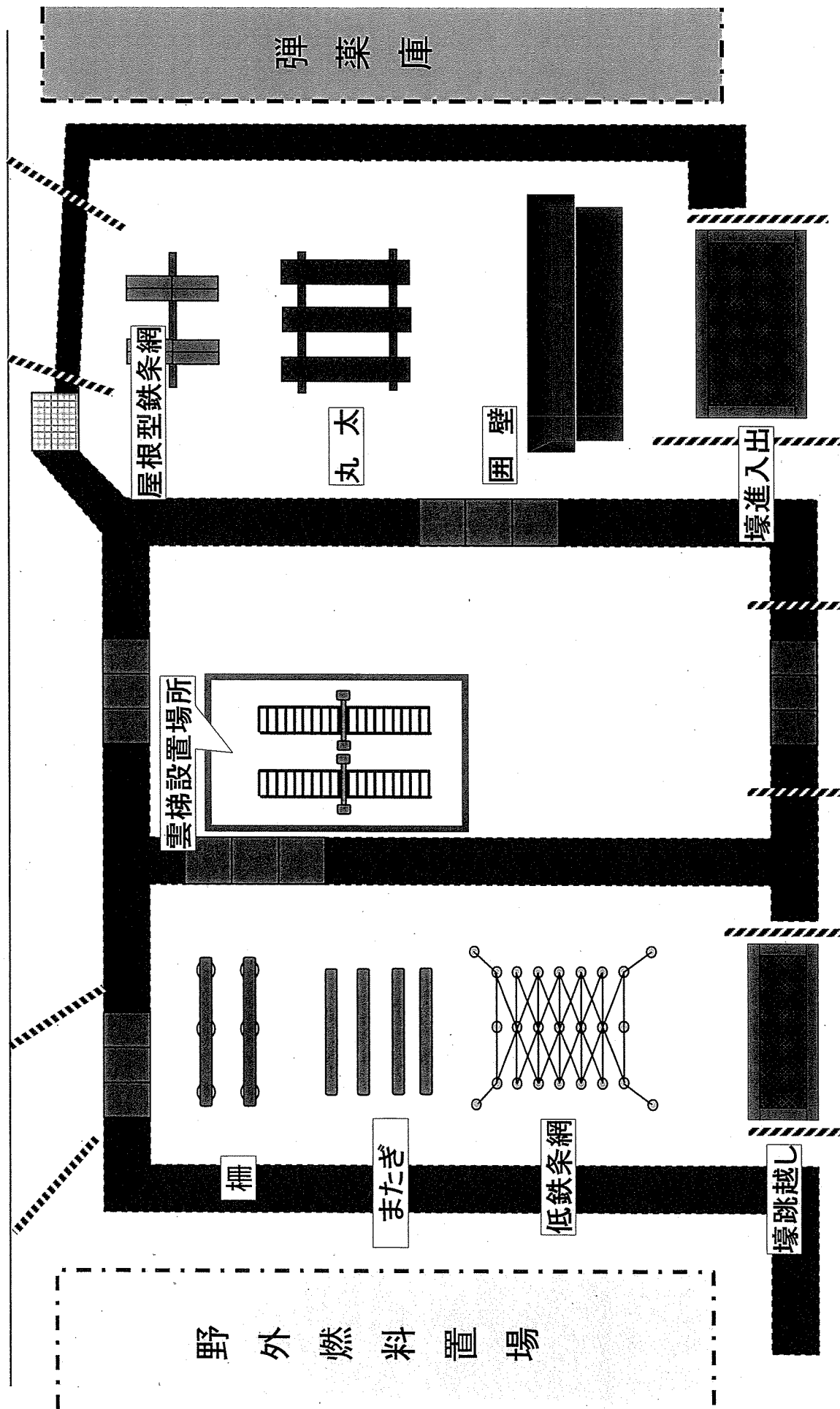
10 調整先

東北方面混成団第2陸曹教育隊本部 訓練陸曹 工藤曹長 022-231-1111 (内線 3407)

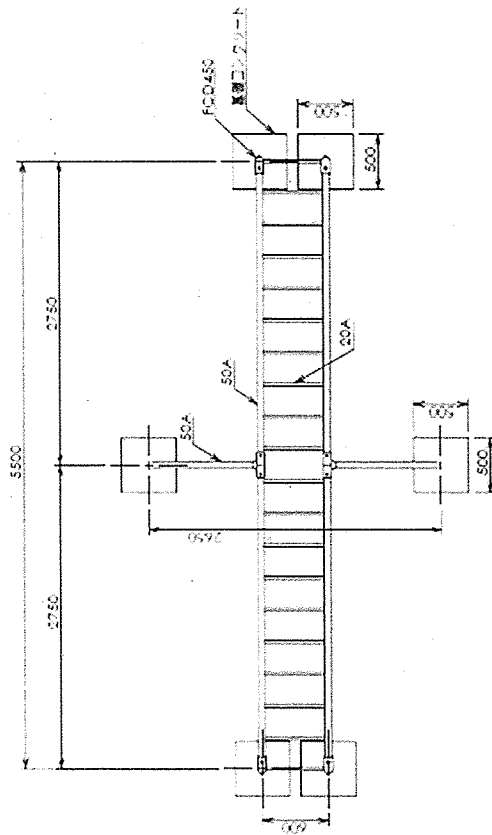
細部設置場所 (障害走路雲梯設置)

4

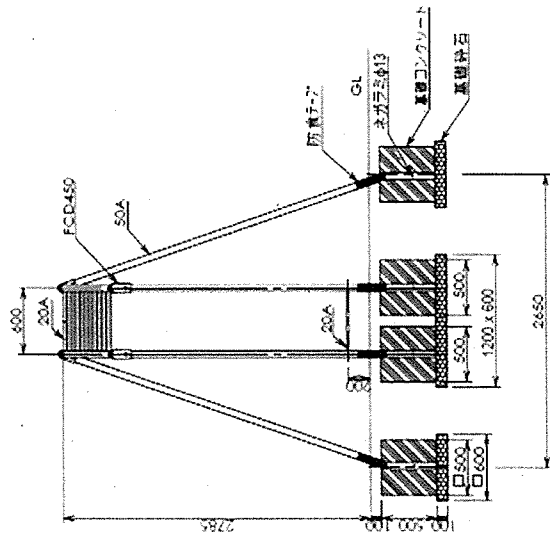
道路



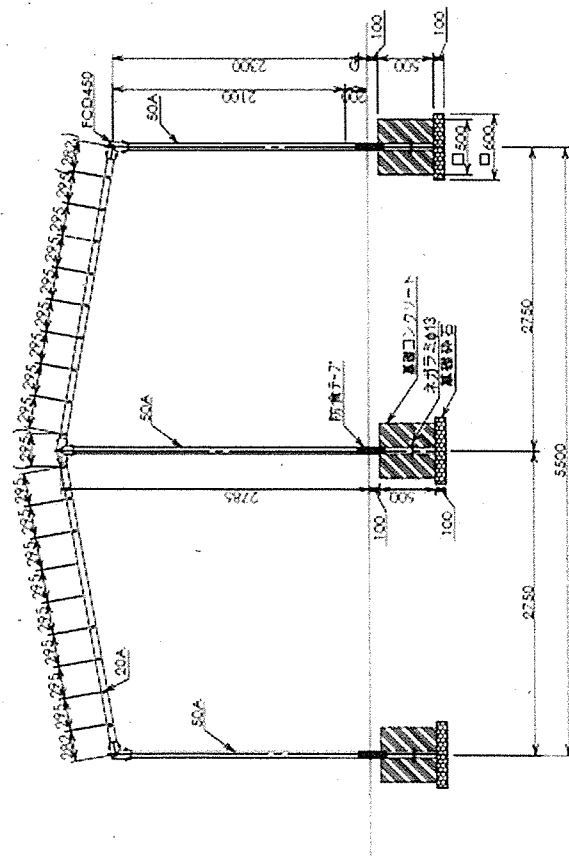
規 格



【平面図】



【側面図】



【正面図】